

その他の卸売業におけるその他の金属加工用機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	15～ 16	構内でステンレスを高速切断機で切断作業をしている時に、左手が滑り、左手人差し指が高速切断機の刃に接触し、左手人差し指第一関節付近に切り傷を負った。作業せずに通院したが、指のしびれが残り、神経に損傷が生じた。	30	1～ 9
2	16～17	倉庫内出入口付近で果樹園雨除け資材のアーチパイプ曲げ加工を3名にて作業をしていた。原管（直管：19φ×2140mm）の汚れ拭き取りを被災者が行い、作業者がベンダー（曲げ機）による曲げ加工を担当し、加工後の製品結束を行う。得意先車両が倉庫出入り口に停車した時、担当の被災者と作業者がリフトにて資材の積み込みに向かう。被災者は積み込み作業に注意を払いつつ作業を継続したが、原管に添えていた右手袋がベンダー回転部に巻き込まれ、中指切断と人差し指の先端を損傷する。	44	—
3	9～10	当工場内の再生資源物のプレス機の周りの掃除を終え、支柱と扉の間に手を掛けて、プレス機の台座に戻ろうとした時に、丁度、圧縮物によって使う攪拌機を出し入れする扉が開き扉はレールに沿って開閉されるが、開くと扉と支柱には隙間が殆どないため、扉と支柱に挟まれて、左手の親指を除く4指を複雑骨折した。	67	10 ～ 29
10	10～ 11	当社工場内で切断機械（アリゲーター）を使い、銅線のカバーを剥ぎ取りやすいように、同じ長さにカットする作業中、銅線のかたまりの中から1本ずつ引き出そうとして、強く引っ張りすぎて体がよろけ、後ろにあった切断機械に手がさわり、右手中指の先1.5センチ位を切断したもの。本人が切断機のスイッチを切り忘れて作業し、後ろによろけた時に切断機の刃が作動している所に右手がさわり怪我をしたもの。	58	30 ～ 49

11	10～ 11	加工場内で、花束のすそを切花切断機で切る作業をしていた時、切花切断機の安全装置が故障で取り外されており、ライン作業中で焦り指定位置より手を深く入れてしまい、右手小指第一関節を切断する事となった。	56	100 ～ 299
12	15～16	電線皮剥き機の掃除およびメンテナンスを行っていたときに、誤ってギアにウエスが挟まり、そのまま手を持っていかれた。普段は電源を入れずにメンテナンスをしているが、なぜか今回に限って、作動させながらメンテナンスをした。	62	10 ～ 29
12	15～16	第1倉庫で角パイプを切断中、15分の休憩後、再び作業を開始した。その際、機械の始動ボタンを押し、機械の駆動部分を覗き込んだところ、バイスと機械本体に挟まれて負傷した。	67	30 ～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html